

(1) 国土形成計画説明資料

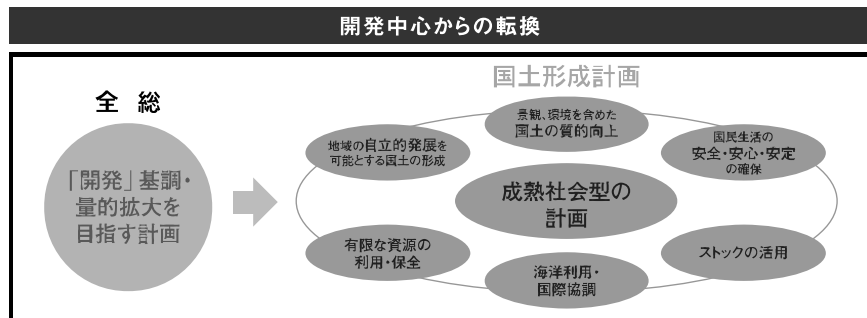
新たな国土ビジョンづくりに向けて

国土形成計画の策定

これまでの我が国の国土づくりは、全国総合開発計画（全総）を中心に展開されてきました。全総は、その時代に合った国土政策の基本的方向を示してきましたが、我が国が人口減少時代を迎えている今日、開発基調・量的拡大を志向する全総は、時代にあわなくなってきました。そのため、これまでの国土計画制度を抜本的に見直し、全総に代えて、新たに国土形成計画を策定することとなりました。

● 国土形成計画の目的

国土形成計画では、これまでの「開発」基調、量的拡大を目指す計画から転換するため、計画の対象事項など大幅な見直しが行われています。これによって、国土の質的向上を目指し、国土の利用と保全を重視した計画をつくります。



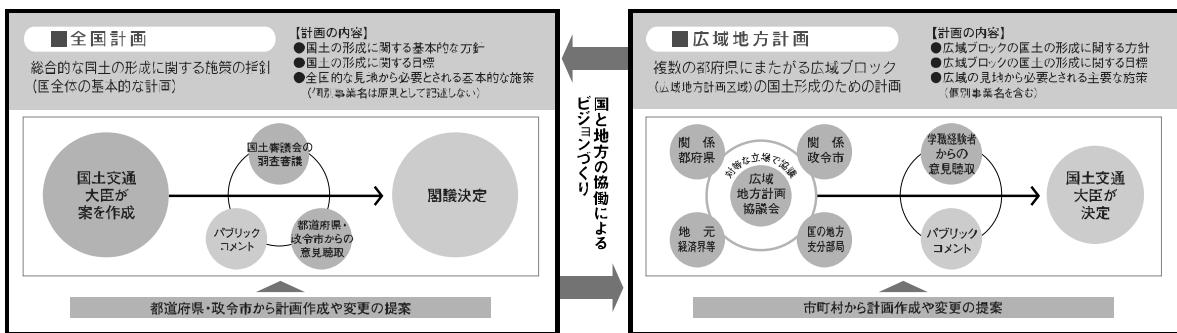
● 国土形成計画の概要

国土形成計画は、国土政策上の様々な課題に対する対応策を示し、国民が安心して生活しうる国土の将来像と豊かでゆとりある国民生活のあるべき姿を提示する「国土の将来ビジョン」です。具体的には、土地、水、自然、社会資本、産業、文化、人材等を含めた、おおむね10～15年の期間にわたる長期的な国土づくりの指針を示すものです。

国土形成計画対象事項

土地、水その他の国土資源の利用及び保全	産業の適正な立地	震災、水害、風害その他の災害の防除及び軽減	文化、厚生及び観光に関する資源の保護並びに施設の利用及び整備
海域の利用及び保全（自然的・生態系水産及び大陸架に関する事項を含む）	交通施設、情報通信施設、科学技術に係る研究施設その他の重要な公共的施設の利用、整備及び保全	都市及び農山漁村の規模及び配置の調整並びに整備	国土における良好な環境の創出その他の環境の保全及び良好な景観の形成

国土形成計画の仕組み



国による明確な国土及び国民生活の姿を示す「全国計画」と、ブロック単位の地方毎に国と都府県等が適切に役割分担しながら、相互に連携・協力して策定する「広域地方計画」の二つの計画から構成しています。

広域地方計画については、計画の作成及びその実施の円滑な推進を図るため、国の地方支分部局、関係都府県、関係政令市、地元経済界等が対等な立場で協議する場（広域地方計画協議会）を新たに設けます。

国土計画の策定プロセスにおける多様な主体の参画を図るため、地方公共団体からの計画提案制度や国民の意見を反映させる仕組みを設けています。

● 多様な主体が参画した計画づくりに向けて

国土づくり・地域づくりは、国、地方公共団体のみならず、企業、NPO、さらには国民一人一人の取り組みと相互の協力が必要です。多様な主体が参画した国土形成計画づくりを進めるため、国土計画ウェブサイト「インターネットでつくる国土計画」が開発されています。このウェブサイトには、誰もが参加できる「電子会議室」が設けられており、また、国土形成計画に関する様々な情報の発信を行っています。

<http://www.kokudokeikaku.go.jp/>